

別記を次のように改める。

別記 1

全道の区域にわたる事業を行う団体における交付申請書の提出先は、次のとおりとする。

- (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進及び産地合理化の促進のうち耕種作物の取組にあつては、農政部生産振興局農産振興課。
- (2) 産地収益力の強化に向けた総合的推進及び産地合理化の促進のうち酪農・畜産の取組にあつては、農政部生産振興局畜産振興課。
- (3) 産地収益力の強化に向けた総合的推進のうち病虫害まん延防止対策の取組等にあつては、農政部生産振興局技術普及課。
- (4) 産地収益力の強化に向けた総合的推進のうち環境保全型農業の取組等にあつては、農政部食の安全推進局食品政策課。
- (5) 次世代施設園芸地域展開の促進の取組にあつては、農政部生産振興局農産振興課。

別記 2

強い農業づくり事業のうち(1)整備事業のア産地競争力の強化の(ア)産地収益力の強化に向けた総合的な推進の取組に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村
2	農業者の組織する団体（農林水産省生産局長等が別に定めるものをいう。）
3	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
4	土地改良区
5	消費者団体及び市場関係者（農林水産省生産局長等が別に定めるものをいう。ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限る。）
6	事業協同組合連合会及び事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する法人をいう。）
7	食品事業者（以下のアからウまでの場合に限る。） ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要の有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病虫害まん延防止対策の取組を行う場合
8	民間事業者（農林水産省生産局長が別に定めるものに限る。）
9	中間事業者（農林水産省生産局長が別に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限る。）
10	流通業者（農林水産省生産局長等が別に定めるものに限る。ただし、果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。）
11	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限る。）
12	知事が農林水産省生産局長と協議して認める団体
13	コンソーシアム（農林水産省生産局長が別に定めるものに限る。）

別記 3

強い農業づくり事業のうち(1)整備事業のア産地競争力の強化の(ア)産地収益力の強化に向けた総合的な推進の取組に係る事業の補助率等は、次の(1)から(9)に該当する場合はそれぞれに掲げ

る補助率等とする。

- (1) 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合及び野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内。
- (2) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の建物、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内。
- (3) 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の建物、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内。
- (4) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内。
- (5) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内。
- (6) 畜産物処理加工施設のうち、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合は3分の1以内。
- (7) 家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合は3分の1以内。
- (8) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合は3分の1以内。
- (9) 畜産副産物肥飼料利用施設を整備する場合は3分の1以内。
- (10) 受益が1経営体（法人）に限定される場合（ただし、協業経営は除く。）は事業費の10分の3以内。
- (11) 農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対象地域であって、農用地土壌汚染対策計画に基づき環境保全の取組のうち小規模公害防除を実施する場合は事業費の20分の11以内。

別記4

強い農業づくり事業のうち（1）整備事業のア産地競争力の強化の（イ）産地合理化の促進の取組に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村（（イ）のaからeまでの事業に限る。）
2	農業者の組織する団体（農林水産省生産局長等が別に定めるものをいう。）
3	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
4	土地改良区（（イ）のaの事業に限る。）
5	食品事業者（（イ）のeの事業に限る。）
6	知事が農林水産省生産局長と協議して認める団体（（イ）のaからdまでの事業に限る。）
7	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（（イ）のdの事業に限る。）
8	事業協同組合連合会及び事業協同組合
9	農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合する者に限る。ただし、（イ）のfの（a）及び（c）の事業に限る。）
10	乳業再編等協議会（農林水産省生産局長等が別に定めるものをいう。ただし、（イ）のfの（a）の事業に限る。）
11	（イ）のfの（b）の事業にあつては、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条第1項に規定する指定事業者とする。
12	コンソーシアム（農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。）

別記5

強い農業づくり事業のうち（1）整備事業のア産地競争力の強化の（イ）産地合理化の促進の取組に係る事業の補助率等は、次の（1）から（3）に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- （1）乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は3分の1以内。
- （2）米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合は3分の1以内。
- （3）食肉等流通体制再編整備のうち、食鳥処理施設の衛生管理施設、ハラール対応施設、動物福祉対応施設、環境保全施設（堆肥化施設のうち汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものを含む。）、伝達性海綿状脳症対応施設及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）並びに鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置以外を整備する場合は3分の1以内。家畜市場のうち、環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外を整備する場合は3分の1以内。
- （4）受益が1経営体（法人）に限定される場合（ただし、協業経営は除く。）は事業費の10分の3以内。

別記6

別に定める支援計画に位置付けられた助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額を、次の（1）から（3）のうち最も低い額を限度として事業実施主体ごとに算定した額。

- （1）助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額。
- （2）助成の対象となる経費のうち融資額。
- （3）助成の対象となる経費から融資額及び他の地方公共団体等による助成額を控除して得た額。

別記6の2

別に定める支援計画に位置付けられた助成対象者に交付する事業内容ごとの助成金の額を、以下の（1）から（3）のうち最も低い額を限度として事業実施主体ごとに算定した額。

- （1）助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額。
- （2）助成の対象となる経費のうち融資額。
- （3）助成の対象となる経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額。

別記7

経営体の育成の取組に係る事業又は担い手確保・経営強化の取組に係る事業の融資のうち、保証付き融資の額の合計額に、15分の1を乗じて得た額に相当する額。

別記8

強い農業づくり事業のうち（2）推進事業のア次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業の補助率等は、次の（1）から（4）に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- （1）推進会議の開催を行う場合は定額。
- （2）データ収集・分析機器の活用の検証は定額。ただし、機械設備等（温度、CO₂、湿度等の複数の環境の制御を行うためのセンサー類、モニタリング装置等は除く）のリース導入は2分の1以内。
- （3）データ活用のために必要な農業用ハウスのリノベーションを行う場合は2分の1以内。
- （4）検証の成果等の普及・情報発信を行う場合は定額。

別記9

強い農業づくり事業のうち（2）推進事業の工産地競争力の強化の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 市町村
2 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。）
3 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
4 市場関係者（知事が別に定めるものをいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。）
5 消費者団体（知事が別に定めるものをいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。）
6 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する団体をいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。）
7 地方公共団体所属団体（消費者団体又は特定非営利活動法人及び地方公共団体が所属している団体をいう。）
8 知事、総合振興局長又は振興局長が適当と認める団体

別記10

畜産生産基盤育成強化の取組のうち生産・経営技術高度化支援指導に係る経費については定額。